

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件

新旧対照条文

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（略）</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。</p>